

H19.3.28 拡大運営委員会で承認済み

H19.3.28 の部会総会で承認済み

再処理・リサイクル部会運営委員会内規（案）

H15.6.9

（目的）

第1条 本内規は日本原子力学会再処理・リサイクル部会（以下「部会」）内に設置する運営委員会（以下「委員会」）の構成及び委員会運営委員（以下「運営委員」）の選任方法について定める。

（構成）

第2条 委員会は部会長と部会長以外の運営委員約20名で構成する。

2 委員会は、以下の各号に掲げる担当運営委員を設ける。

- （1）部会長
- （2）副部会長
- （3）庶務担当委員
- （4）企画担当委員
- （5）広報担当委員
- （6）会計担当委員
- （7）会計監査担当委員
- （8）幹事

（運営委員会が必要と認めた場合に幹事を置くことができる）

3 部会の運営を支援するため、部会長経験者を顧問、運営委員経験者を参与とする。

（任期）

第3条 運営委員の任期は2年として留任は妨げない。

2 やむを得ぬ理由により任期途中で退任する場合には、代行者を立てることができる。代行者は委員会で選任し、部会員または部会総会に報告して了解を得る。

（選挙）

第4条 運営委員の選任を行うため、部会員による選挙を行う。

（選挙管理委員会）

第5条 選挙を公正に執行管理するため、部会に選挙管理委員会を置く。

2 委員会は、適切な時期に選挙管理委員会を発足させねばならない。

3 選挙管理委員会は、次の各号に掲げる委員によって構成し、運営委員の選挙に必要な業務を行う。

- （1）選挙管理委員長 1名

(2) 選挙管理委員 2名

4 選挙管理委員長は運営委員の互選により選任し、選挙管理委員は選挙管理委員長が部会員から選任する。

(候補者の推薦)

第6条 運営委員の候補者は、部会員であって他に部会員2名以上が推薦する者とする。ただし、候補者が定員に満たない場合は委員会が推薦する者も候補者とする。

2 運営委員の候補者の推薦は、部会長候補者と部会長以外の運営委員候補者に分けて行う。

3 選挙管理委員会の委員長及び委員は、運営委員の候補者になることができない。

(選挙方法)

第7条 選挙は、部会長候補者と部会長以外の運営委員候補者に対してそれぞれ信任投票方式で、電子メール等による投票方法で行う。

2 部会員は候補者に対して、信任票、不信任票、棄権票のいずれかを投ずる。

3 部会員が候補者に対して、不信任票及び棄権票のいずれも投じない場合は信任票を投じたものとする。

4 信任票の多い候補者を順に当選者とする。

5 部会長以外の運営委員の役割は、運営委員間の互選により決定する。

(選挙結果の報告)

第8条 選挙管理委員長は、運営委員の選挙後、その結果をすみやかに部会員ならびに部会総会に報告しなければならない。

(担当運営委員)

第9条 この内規に関し、選挙管理委員会の発足その他について、主に庶務担当運営委員が発議の任に当たる。

(例外処理)

第10条 この内規及び関連する規定等に定めのない事態が生じたときは、委員会あるいは選挙管理委員会は、関連する規定等の趣旨を尊重して適切な措置を取ることができる。ただし、部会総会に報告し、その了承を得なければならない。

付則

1 この内規の改廃は、委員会及び部会総会の議決を経るものとする。

2 この内規は、平成15年 月 日から施行する。